

福岡県公報

令和八年三月二十七日
第六百八十一号
増刊 ②

目次

規則 (第七号―第十二号)

○公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則

(行政経営企画課) ……………一

○福岡県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則 (行政経営企画課)

……………一

○長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則

(財産活用課) ……………二

○福岡県文化芸術振興基金美術品管理規則

(文化振興課) ……………二

○福岡県国民健康保険事業費納付金徴収規則の一部を改正する規則

(医療保険課) ……………四

○福岡県土砂埋立て等による災害の発生防止に関する条例施行規則

(農山漁村振興課) ……………四

再掲

○福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課)

……………四

規則

公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年三月二十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第七号

公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則

公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則 (平成六年福岡県規則第二十四号) は、廃止する。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

福岡県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年三月二十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第八号

福岡県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県行政手続条例施行規則 (平成八年福岡県規則第一号) の一部を次のように改正する。

第二条から第七条までを削る。

第八条中「施行規則」を「規則」に改め、同条を第二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(公示事項の閲覧の方法)

第三条 条例第十五条第四項 (条例第二十二條第三項及び第二十九條において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。) に規定する規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機 (入出力装置を含む。以下同じ。) と公示事項 (条例第十五条第四項に規定する公示事項をいう。第一号において同じ。) の閲覧をする者の使用に係る電子計算機 (行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。) とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- 二 インターネットに接続された自動公衆送信装置 (著作権法 (昭和四十五年法律第四十八号) 第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。) を使用するもの

第九条中「施行規則」を「規則」に改め、同条を第四条とする。

附則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則を制定し、ここに公布する。

令和八年三月二十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第九号

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年福岡県条例第九号）第十九号に規定する規則で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- 一 障がい福祉施設の指定及び指導業務の委託に関する契約
- 二 自動車運行業務の委託に関する契約

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

福岡県文化芸術振興基金美術品管理規則をここに公布する。

令和八年三月二十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第十号

福岡県文化芸術振興基金美術品管理規則

（趣旨）

第一条 この規則は、福岡県文化芸術振興基金条例（令和八年福岡県条例第十一号。以下「条例」という。）第七条の規定に基づき、福岡県文化芸術振興基金（以下「基金」という。）により取得した美術品の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理）

第二条 基金により取得した美術品については、美術品取得台帳（別記様式）に記載し、常時その状況を明らかにするものとする。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（福岡県立美術館美術品取得基金管理規則の廃止）

2 福岡県立美術館美術品取得基金管理規則（平成二年福岡県規則第三十五号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規則の施行の際廃止前の福岡県立美術館美術品取得基金管理規則に基づく福岡県立美術館美術品取得基金台帳（美術品等）に記載された美術品については、基金により取得した美術品とみなして、美術品取得台帳に記載するものとする。

福岡県国民健康保険事業費納付金徴収規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年三月二十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第十一号

福岡県国民健康保険事業費納付金徴収規則の一部を改正する規則

福岡県国民健康保険事業費納付金徴収規則（平成三十年福岡県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十一条」を「第二十四条」に改める。

第三条第一項に次の一号を加える。

四 子ども・子育て支援納付金納付金額

第三条に次の一項を加える。

5 第一項第四号の子ども・子育て支援納付金納付金額は、算定政令第十一条の二に規定する子ども・子育て支援納付金納付金基礎額及び算定政令第十二条に規定する市町村別納付金加算額のうち子ども・子育て支援納付金納付金に係る加算額として知事が定める額の合算額から、算定政令第十三条に規定する市町村別納付金減算額のうち子ども・子育て支援納付金納付金に係る減算額として知事が定める額を控除した額とする。

第七条中「国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令」を「国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令」に改める。

第十三条を第十四条とする。

第十二条第一項中「第八号」を「第十号」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条中第九号を第十一号とし、第八号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 第十条に規定する子ども・子育て支援納付金納付金基礎額調整係数

第十一条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号中「第二十条」を「第二十三条」に改め、同号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 条例第二十条に規定する子ども・子育て支援納付金納付金所得係数

第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とし、第九条の次に次の一号を加える。

（子ども・子育て支援納付金納付金基礎額調整係数）

第十条 子ども・子育て支援納付金納付金基礎額調整係数は、交付金等省令第二十五条の八第一項第一号に掲げる数とする。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定は、公布の日から施行する。

福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例施行規則を廃止する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年三月二十七日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第十二号

福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例施行規則を廃止する規則

福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成十四年福岡県規則第五十号）は、廃止する。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

再掲

福岡県告示条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年三月十二日

福岡県人事委員会委員長 馬場 貞仁

福岡県人事委員会規則第六号

福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則

福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則（令和元年福岡県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第十八号中「次項第一号、第三号及び第五号」を「次項第一号から第三号まで」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項中第十一号から第十七号までを四号ずつ繰り下げ、第二十一号中「又は疾病」を「若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項及び第三項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項及び第三項又は議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例（昭和四十三年福岡県条例第四号）第二条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病」に改め、第十五号の前に次の二号を加える。

十三 義務教育終了前の子若しくは特別支援学校高等部に在籍する子（いずれも配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員又は九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫（以下「孫」という。）のある会計年度任用職員（当該孫の養育者のいずれもが看護できないため、勤務しないことが相当であると認められる会計年度任用職員をいう。）が、当該子若しくは孫（以下「子等」という。）の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子等の世話をを行うこと、疾病の予防を図るためにその子等に予防接種若しくは健康診断を受けさせること又はその子等が在籍する保育所、幼稚園、小学校若しくは特別支援学校の中学部若しくは高等部が感染症予防のため閉鎖された場合に当該子等の健康管理を管理することをいう。）又は当該子が在籍する学校等が実施する行事（義務教育終了前の子にあつては、入学式、卒業式、家庭訪問、授業参観、運動会、学芸会その他これらに類するものとして任命権者が認めるものをいい、特別支援学校高等部に在籍する子にあつては、家庭訪問、現場実習その他学校から保護者の付き添いや同席を特に要請された学校行事をいう。）への参加のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において次のイ及びロに掲げる区分に応じ当該イ及びロに定める日数を合計して得られた日数（当該合計して得られた日数が十日を超え、第十日）の範囲内の期間

イ 中学校就学の始期に達するまでの子又は孫 次の(1)及び(2)に定める日数を合計して得られた日数

(1) 中学校就学の始期に達するまでの子 五日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、十日）

(2) 孫 五日

ロ イに掲げる子以外の子 三日（その養育するイに掲げる子以外の子が二人以上の場合にあつては、六日。）

十四 会計年度任用職員が、要介護者（条例第十六条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の介護及び要介護者の通院の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において五日（要介護者が二人以上の場合にあつては、十日）の範囲内の期間

第十二条第一項中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

十 生後一年六月に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 一日二回それぞれ四十五分以内の期間

第十二条第一項中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第五号中「第九号及び第十号並びに次項第六号及び第七号」を「第十一号から第十四号まで」に改め、第四号の前に次の一号を加える。

三 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

第十二条第二項第一号中「又は疾病」を「若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病」に、「前項第十七号」を「前項第二十一号」に改め、同項中第二号、第四号、第六号及び第七号を削り、第三号を第二号とし、第五号を第三号とし、第八号を第四号とし、第九号を第五号とする。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。